

(新規)

公立高等学校奨学給付事業

1 事業目的

世帯の所得水準に応じた奨学のための給付金を創設し、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担軽減を図る。

2 事業内容

(1) 支給要件

- 非課税世帯（特別支援学校高等部生徒を除く）
- 保護者、親権者等が広島県内に在住していること
- 就学支援金支給対象である学校（高等学校，中等教育学校後期課程，高等専門学校（1～3年生），専修学校高等課程等）に在学している者（広島県外を含む）
- 平成26年度入学者から学年進行で実施

(2) 支給額

○生活保護受給世帯（通信制に在学するものを除く）

- ・公立の高等学校等に在学する者 32,300円（年額）

※支給額の考え方：修学旅行費相当額

○第1子の高校生等がいる世帯

- ・公立の高等学校等に在学する者 37,400円（年額）
- ・通信制に在学する者 27,800円（年額）

※支給の考え方：教科書費，教材費，学用品費，通学用品費相当額
（通信制は，教科書費，教材費，学用品費相当額）

○23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯

- ・公立の高等学校等に在学する者 129,700円（年額）
- ・通信制に在学する者 36,500円（年額）

※支給の考え方：教科書費，教材費，学用品費，通学用品費，校外活動費，生徒会費，PTA会費，入学学用品費相当額
（通信制は，教科書費，教材費，学用品費相当額）

3 予算額

113,180千円（新規）